

子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会（第1回）

日時：平成27年7月22日（水）午前9時30分～午前11時30分

場所：ワークピア横浜「くじゃく・おしどり」

次第

- 1 こども青少年局長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 事務局紹介
- 4 横浜市の子どもの貧困対策に関する計画の策定について
- 5 子どもの貧困対策に関する意見交換
- 6 実態把握のための調査の実施について

【配布資料】

- 資料1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会委員名簿
- 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会事務局名簿
- 資料3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会運営要綱
- 資料4-1 子どもの貧困対策について
- 資料4-2 横浜市の子どもの貧困対策に関する計画の策定について
- 資料5-1 本市の主な事業・取組について
- 資料5-2 支援者ヒアリング実施結果概要
- 資料6 実態把握のための調査の実施について

【別添資料】

- 別添1-1 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- 別添1-2 子供の貧困対策に関する大綱
- 別添2 子どもの貧困に関する本市の状況
- 別添3 本市の事業・取組リスト
- 別添4-1 「横浜市子ども・若者のいる世帯の生活状況及び就業に関する調査」調査票案【市民アンケート】
- 別添4-2 「横浜市子どものいる世帯の生活状況等に関する調査」調査票案【対象者アンケート】

横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会 委員名簿

【有識者・支援団体等】

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職等	分科会
1	アオト ヤスシ 青砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代 表	学校・福祉連携
2	アベ アヤ 阿部 彩	首都大学都市教養学部社会学コース社会福祉学 教 授	学校・福祉連携
3	イワモト マミ 岩本 真美	K2 インターナショナルグループ 湘南・横浜若者サポートステーション統括コーディネーター	学校・福祉連携
4	カシワカヨ カヨ子 柏 かよ子	横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 副 代 表	生活・自立支援・子どもの育ち
5	タカハシ トリカズ 高橋 利一	社会福祉法人至誠学舎立川顧問 至誠学園 名誉学 園 長	生活・自立支援・子どもの育ち
6	ハマダ シズエ 濱田 静江	児童家庭支援センターむつみの木 セ ン タ ー 長	生活・自立支援・子どもの育ち
7	ミズタニ ヒロコ 水谷 裕子	特定非営利活動法人アーモンドコミュニティネットワーク 理 事 長	学校・福祉連携
8	ミヤケ レイコ 三宅 玲子	公益社団法人家庭問題情報センター横浜ファミリー相談室	生活・自立支援・子どもの育ち
9	ミヤシタ ケイコ 宮下 慧子	母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリア 施 設 長	生活・自立支援・子どもの育ち
10	ムラタ ヨシオ 村田 由夫	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会 長	生活・自立支援・子どもの育ち
11	ユザワ ナオミ 湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教 授	生活・自立支援・子どもの育ち
12	ワタナベ ヒデノリ 渡辺 英則	認定こども園ゆうゆうのもり幼保園 園 長	生活・自立支援・子どもの育ち

【行政職員】

(機構順、敬称略)

	氏名	所属・役職等	分科会
1	ヤマモト ヒロコ 山本 弘庫	港南区こども家庭支援課長	生活・自立支援・子どもの育ち
2	タカイワ キョウコ 高岩 恭子	横浜市東滝頭保育園園長	生活・自立支援・子どもの育ち
3	キノ シウソウ 関野 昌三	港北区生活支援課長	学校・福祉連携
4	◎ シマダ カズヒサ 島田 和久	こども青少年局 副局長	学校・福祉連携 生活・自立支援・子どもの育ち
5	○ ウチダ タロウ 内田 太郎	こども青少年局 青少年相談センター 所長	学校・福祉連携
6	○ タニグチ チヒロ 谷口 千尋	こども青少年局 こども家庭課長	生活・自立支援・子どもの育ち
7	カワジリ トモハル 川尻 基晴	こども青少年局 三春学園長	生活・自立支援・子どもの育ち
8	シヅミズ 幼子 清水 孝教	こども青少年局 北部児童相談所長	学校・福祉連携
9	キリュウ テツオ 霧生 哲央	健康福祉局 生活支援課長	生活・自立支援・子どもの育ち
10	ミヤオ カズヲ 宮生 和郎	横浜市立子安小学校 校長	学校・福祉連携
11	スズキ アツシ 鈴木 厚	横浜市立新田中学校 校長	学校・福祉連携
12	アマノ シン 天野 真人	横浜市立横浜総合高等学校 校長	学校・福祉連携
13	カマチ ケイコ 蒲地 啓子	教育委員会事務局東部学校教育事務所指導主事室長	学校・福祉連携

◎全体会進行役、○分科会進行役

横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会 事務局名簿(H27.7.1現在)

	所 属 ・ 補 職	氏 名
課 長	こども青少年局企画調整課長	吉 川 直 友
	こども青少年局青少年育成課長	村 上 謙 介
	こども青少年局放課後児童育成課長	齋 藤 紀 子
	こども青少年局こども家庭課親子保健担当課長	近 藤 政 代
	こども青少年局中央児童相談所支援課長	佐 藤 一
	こども青少年局障害児福祉保健課長	佐 藤 祐 子
	こども青少年局保育・教育運営課長	竹 田 良 雄
	こども青少年局保育・教育人材課幼・保・小連携担当課長	金 子 正 人
	健康福祉局企画課長	氏 家 亮 一
	教育委員会事務局教育政策推進課長	高 見 暁 子
	教育委員会事務局指導企画課長	三 宅 一 彦
	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長	山 川 伸 二
	教育委員会事務局高校教育課長	西 村 英 純
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	高 橋 三 樹 夫
係 長	こども青少年局企画調整課企画調整係長	柿 沼 千 尋
	健康福祉局企画課担当係長	飯 田 学
	健康福祉局生活支援課生活支援係長	新 井 隆 哲
	教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	伊 皆 宏 樹
	教育委員会事務局高校教育課担当係長	喜 々 津 好 宏
	株式会社浜銀総合研究所地域戦略研究部主任研究員	加 藤 学
	株式会社浜銀総合研究所地域戦略研究部副主任研究員	有 海 拓 巳
	株式会社浜銀総合研究所地域戦略研究部副主任研究員	野 口 利 恵

横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会運営要綱

制定 平成 27 年 6 月 3 日 こ企第 190 号（こども青少年局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会（以下、「策定連絡会」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

（目的）

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、横浜市全体の子どもの貧困に関する計画策定に関し、次に掲げる事項について策定連絡会の委員に助言を求める。

- 2 実態把握のための調査に関する調査項目等に対する助言
- 3 分科会における意見交換等の結果の共有及び分科会における意見交換等に対する助言
- 4 計画全般に対する助言及び計画策定全体の枠組みに対する助言
- 5 支援に関する事業・取組の実施に対する助言

（委員）

第 3 条 策定連絡会の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わりの深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の就任期間は、就任した日から当該年度末までとする。

（進行役）

第 4 条 策定連絡会の進行は、こども青少年局副局長が行う。

（分科会）

第 5 条 学齢期の子どもや青少年、若者への支援、また、妊娠期から未就学の子どもや保護者等への支援について検討するため、分科会を設け意見交換を行い、分科会の委員に助言を求める。

名称	意見交換・助言事項
学校・福祉連携分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 主に学齢期の子どもや青少年（高校生以上）、若者への支援について、学校と福祉の連携の視点を中心に意見交換を行う。 2 計画全般に対する助言及び計画策定全体の枠組みに対する助言を行う。 3 支援に関する事業・取組の実施に対する助言を行う。
生活・自立支援・子どもの育ち分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 主に妊娠期から未就学の子どもや保護者、社会的擁護を必要とする子どもへの支援について、生活や自立支援、子どもの育ちの視点を中心に意見交換を行う。 2 計画全般に対する助言及び計画策定全体の枠組みに対する助言を行う。 3 支援に関する事業・取組の実施に対する助言を行う。

2 分科会の進行は、学校・福祉連携分科会をこども青少年局青少年相談センター所長が行い、生活・自立支援・子どもの育ち分科会をこども青少年局こども家庭課長が行う。

(会議)

第6条 策定連絡会の会議は、こども青少年局長が招集する。

(謝金)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

(意見の聴取等)

第8条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に策定連絡会への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 策定連絡会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、策定連絡会及び分科会の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 策定連絡会の事務局は、こども青少年局企画調整課および健康福祉局企画課、教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成27年6月3日から施行する。

子どもの貧困対策について

I 子どもの貧困対策に関する国の動き

1 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

国の調査によれば、我が国の子どもの貧困率は16.3%（2012年）となりました。

2010年のOECD加盟国の子どもの貧困率を、低い順から並べた場合、我が国は34か国中25位と、子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しい状況にあります。

また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率(90.8%)は、子ども全体の進学率(98.6%)と比較して低い水準になっています。

このような事情等を背景に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。以下「同法」という。）が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。

2 「子供の貧困対策に関する大綱」策定の経緯

国においては、平成26年4月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」が開催され、子どもの貧困対策に関する大綱の案を作成することになりました。

また、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下に、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、幅広く関係者から意見聴取が行われました。検討会では、それらの意見を整理し、「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として内閣府特命担当大臣に平成26年6月に提出しました。

国では、この意見を受け、検討・調整を図った上で、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

II 子どもの貧困対策の推進に関する法律の概要

第1 総則

1 目的（第1条関係）

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とすること。

2 基本理念（第2条関係）

- (1) 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならないこと。

(2) 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならないこと。

3 国等の責務

(1) 国の責務（第3条関係）

国は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

(2) 地方公共団体の責務（第4条関係）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(3) 国民の責務（第5条関係）

国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならないこと。

4 法制上の措置等（第6条関係）

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

5 子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表（第7条関係）

政府は、毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならないこと。

第2 基本的施策

1 子どもの貧困対策に関する大綱（第8条関係）

(1) 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならないこと。

(2) 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとすること。

イ 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

ロ 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

ハ 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

ニ 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

(3) 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならないこと。

(4) 内閣総理大臣は、(3)による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならないこと。

(5) (3)及び(4)は、大綱の変更について準用すること。

(6) (2)ロの「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定めること。

2 都道府県子どもの貧困対策計画（第9条関係）

(1) 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（(2)において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

3 教育の支援（第10条関係）

国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

4 生活の支援（第 11 条関係）

国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

5 保護者に対する就労の支援（第 12 条関係）

国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

6 経済的支援（第 13 条関係）

国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

7 調査研究（第 14 条関係）

国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 3 子どもの貧困対策会議

1 設置及び所掌事務等（第 15 条関係）

- (1) 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置くこと。
- (2) 会議は、次に掲げる事務をつかさどること。
 - イ 大綱の案を作成すること。
 - ロ イに掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。
- (3) 文部科学大臣は、会議が（2）により大綱の案を作成するに当たり、第 2 の 1（2）イからニまでに掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならないこと。
- (4) 厚生労働大臣は、会議が（2）により大綱の案を作成するに当たり、第 2 の 1（2）イからニまでに掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならないこと。
- (5) 内閣総理大臣は、会議が（2）により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第 2 の 1（2）イからニまでに掲げる事項のうち（3）及び（4）のもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならないこと。

2 組織等（第 16 条関係）

- (1) 会議は、会長及び委員をもって組織すること。
- (2) 会長は、内閣総理大臣をもって充てること。
- (3) 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てること。
- (4) 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理すること。
- (5)（1）から（4）までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めること。

第4 施行期日等

この法律は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第4号）により、平成26年1月17日に施行されたこと。

また、同日、子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令（平成26年政令第5号。以下「定義令」という。）についても施行され、子どもの貧困対策の推進に関する法律における「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」について定義されたこと。

なお、国会での法案審議においては、大綱に掲げる「子どもの貧困率」は、厚生労働省の国民生活基礎調査により把握及び公表している子どもの相対的貧困率であることを前提として審議されてきたことを踏まえ、定義令では、当該子どもの相対的貧困率をもって「子どもの貧困率」を定義したものであること。

子どもの貧困対策会議令（平成26年政令第7号）についても同日施行されたこと。

第5 附帯決議

本法に関して、衆議院厚生労働委員会において附帯決議が付されているので参考とすること。

（附帯決議）

子どもの貧困対策の推進に関する件

政府は、子どもの貧困対策に関する大綱を作成するに際しては、貧困の状況にある子どもの置かれた状況を十分踏まえることが重要であることに鑑み、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

右決議する。

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
 - 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
 - 子供の貧困の実態を踏まえ、対策を推進する。
- など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% （平成25年）
 - スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 （平成25年度）
 - ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子家庭の就業率：80.6% （正規39.4% 非正規47.4%）
 - ・父子家庭の就業率：91.3% （正規67.2% 非正規 8.0%）
 - 子供の貧困率 16.3% （平成24年）
- など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

- ＜教育の支援＞
- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
 - 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学金給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
 - 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
 - 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援など

- ＜生活の支援＞
- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
 - 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
 - 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
 - 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

- ＜保護者に対する就労の支援＞
- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
 - 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
 - 保護者の学び直しの支援
 - 在宅就業に関する支援の推進
- ＜子供の貧困に関する調査研究等＞
- 子供の貧困の実態把握
 - 子供の貧困に関する新たな指標の開発
 - 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

- ＜経済的支援＞
- 児童扶養手当と公的年金の供給調整見直し
 - ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
 - 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
 - 養育費の確保に関する支援
- ＜施策の推進体制等＞
- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
 - 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
 - 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えるものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年度) ○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3% (平成25年度)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9% (平成25年度)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路:就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%) (平成25年度)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率(平成25年度)
(中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率(中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度) /
スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況(平成25年度)
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子)(平成25年度実績)
- 無利子:予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子:予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%
- ひとり親家庭の親の就業率(平成23年度)
(母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち一人の貧困率 54.6% (平成24年)

子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

横浜市の子どもの貧困対策に関する計画の策定について

1 横浜市の子どもの貧困対策に関する計画の策定について（案）

（1）計画策定の基本的な考え方

国の大綱においては、「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す」、「第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する」などの、基本的な方針が示されています。

本市においても、現在、各局や区で行われている取組を、子どもの成長段階や国の重点施策に沿って体系化するとともに、子どもの貧困に関する実態や課題についての共通認識のもと、関係部署が連携し、実効性の高い施策や切れ目のない支援を展開していくことを目的とし、子どもの貧困対策に関する計画の策定に取り組めます。

なお、本計画は、平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、平成 26 年 8 月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえて策定する、本市の地域の状況に応じた施策を策定し実施するための、本市の任意計画となります。

（2）対象期間

5 か年（平成 28 年度～32 年度）

2 計画の検討体制

（1）子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会（以下「策定連絡会」とします。）

ア 位置づけ

策定連絡会は、子どもの貧困対策に関して、学識経験者などの専門家や、貧困を含む困難を抱える子どもや家庭に対する支援に関わっている方から、様々なご意見を伺うための懇談会です。

「懇談会」では、会議体として意見の取りまとめは行いません。

イ 委員構成

学識経験者、子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者の方、
学校関係者、区役所及び関係局職員 計 25 人

ウ 意見交換・助言等の進め方

効果的・効率的な意見交換等を行うため、全体会と二つの分科会を設けます。

全体会と分科会の開催は、原則的に同日開催を予定し、全体会の開催後、各分科会に分かれ意見交換を行います。

(ア) 全体会

- ・実態把握のための調査に関する調査項目等に対する助言
- ・分科会における意見交換等の結果の共有及び分科会における意見交換等に対する助言
- ・計画全般に対する助言及び計画策定全体の枠組みに対する助言
- ・支援に関する事業・取組の実施に対する助言

(イ) 分科会

a 学校・福祉連携分科会

学齢期の子どもや青少年、若者への支援について、学校と福祉の連携の視点等を中心に意見交換を行います。

- ・計画全般に対する助言及び計画策定全体の枠組みに対する助言
- ・支援に関する事業・取組の実施に対する助言

b 生活・自立支援・子どもの育ち分科会

妊娠期から未就学の子どもや保護者、社会的擁護を必要とする子どもへの支援について、生活や自立支援、子どもの育ち等の視点を中心に意見交換を行います。

- ・計画全般に対する助言及び計画策定全体の枠組みに対する助言
- ・支援に関する事業・取組の実施に対する助言 等

エ 開催回数及び開催時期

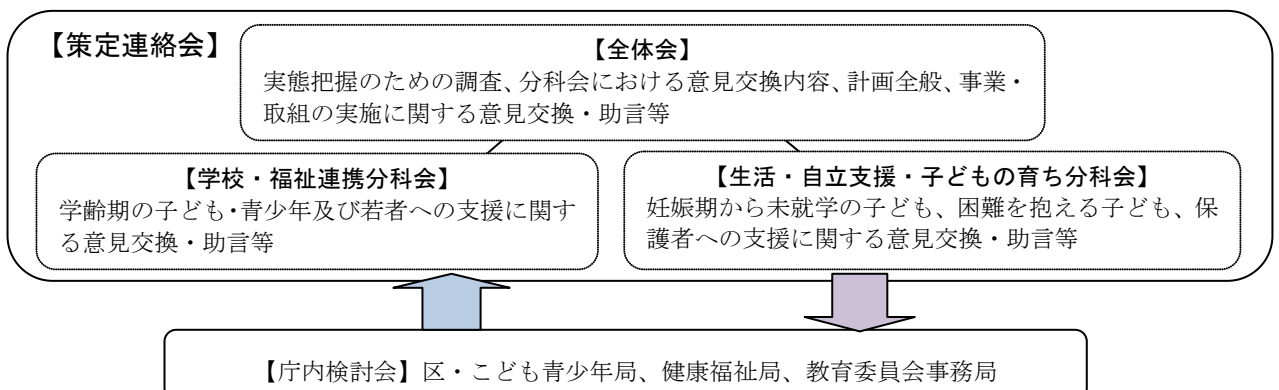
平成 27 年度末までに 4 回程度を予定しています。

開催時期（予定）		意見交換・助言等項目（予定）
7月22日	第1回策定連絡会 開催（全体会）	子どもの貧困対策に関する意見交換、実態把握のための調査等に関する助言等
9月下旬～ 10月上旬	第2回策定連絡会 開催予定（全体会・分科会）	調査結果を踏まえた計画骨子に対する意見交換・助言等
11月	第3回策定連絡会 開催予定（全体会・分科会）	計画素案に対する意見交換・助言等
28年2月	第4回策定連絡会 開催予定（全体会）	計画原案に対する意見交換・助言等

(2) 庁内検討会

区役所及び関係局による庁内検討会を設置し、調査の実施に関することや、計画内容に関すること等、策定連絡会にご意見を伺うための内容を整理するとともに、策定連絡会でのご意見を踏まえた計画案の作成等を行います。

(検討体制のイメージ)



3 計画策定の進め方（予定）

(1) 計画策定の進め方

平成27年10月ごろまでに、本市における子どもの貧困の実態を包括的に把握するため、市民アンケートや対象者アンケート等の実態把握のための調査を実施します。

実態把握のための調査の結果や策定連絡会の委員の皆様からの御意見を踏まえ、本市として、計画内容を検討し、計画素案を策定します。

計画素案に対する市会からの御意見や市民意見募集により寄せられた御意見及び、策定連絡会からの御意見を踏まえ、本市として、計画原案を策定し、必要な手続きを経たのち、計画を策定します。

(2) 策定スケジュール

- ・27年4月～10月 実態把握のための調査（市民アンケート・対象者アンケート等）
- ・27年7月～28年2月 策定連絡会開催（4回程度）
- ・27年11月末 素案とりまとめ
- ・27年12月～28年1月 市民意見募集
- ・28年2月 原案とりまとめ
- ・28年3月 計画策定

		対象者アンケート等	策定連絡会及び計画検討 【 】は市として実施する事項	市民アンケート
27年度	4月			
	5月		【庁内検討会設置】	
	6月	ヒアリング実施		
	7月	ヒアリング結果（速報）報告 対象者アンケート項目案提示		アンケート項目案提示
	8月	実施	第1回 策定連絡会 (子どもの貧困の実態等に関する意見交換等)	実施
	9月	結果（速報）報告		結果（速報）報告
	10月	結果まとめ報告	第2回 策定連絡会 (計画骨子に関する意見交換等)	結果まとめ報告
	11月		第3回 策定連絡会 (計画素案に関する意見交換等)	
	12月		【素案策定】 【市民意見募集】	
	1月			
	2月		第4回 策定連絡会 (計画原案に関する意見交換等) 【原案策定】	
	3月		【計画策定】	
	28年度～		計画推進	

※上記のスケジュールについては、本計画が市会議決事件となった場合、変更となる可能性があります。

本市の主な事業・取組について

国の「子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）」では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」及び「経済的支援」を当面の重点施策とし、同法の規定により、国や地方自治体は、これらの施策を総合的に推進することとされています。

本市では、大綱の重点施策に沿った主な事業・取組として、次のような事業等を行っています。

なお、本市においては、今後、子どもの貧困に関する実態を把握するための調査等を行うとともに、有識者のご意見もいただきながら、子どもの貧困対策に関する計画の策定に向けた検討を進めます。

1 教育の支援

大綱では、「教育の支援」として、「学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開」、「就学支援の充実」及び「生活困窮世帯等への学習支援」等に取り組むこととされています。

本市においては、「学校と区役所との連携強化」や、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して援助を行う「就学奨励」、養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対して生活支援や学習支援等を行う「寄り添い型学習等支援事業」等を実施しています。

（「教育の支援」に対応する本市の主な事業・取組）

大綱に定める施策	本市の主な事業・取組	事業・取組の概要
学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開	学校と区役所との連携強化 (教育委員会事務局)	平成 27 年度から区役所における学齢期対応の窓口を一本化し、乳幼児期から学齢期までの継続した支援体制を構築。学校教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置を充実するなど、これまで以上に学校と区役所の連携体制を強化する。
貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	私立幼稚園就園奨励補助事業 (こども青少年局)	私学助成を受ける幼稚園の設置者が園児の世帯の所得状況に応じ入園料と保育料を減免した場合、園に対し減免相当額を補助金として交付する。生活保護世帯には平均保育料相当額(308,000円)を補助するなど、低所得者の負担軽減を図る。
就学支援の充実	就学奨励 (教育委員会事務局)	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、入学準備費、宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費、給食費等の援助を行う。
	高等学校奨学金 (教育委員会事務局)	保護者が市内に居住する者で高等学校に在籍し、品行方正、学業成績優秀で経済的理由により就学が困難と認められる生徒に対し、高等学校奨学金を支給する。
大学等進学に対する教育機会の提供	市立大学における授業料減免制度 (政策局)	経済的理由により、授業料納付が著しく困難な方の授業料を減免する。
生活困窮世帯等への学習支援	寄り添い型学習等支援事業 (健康福祉局・こども青少年局)	基本的な生活習慣を身に付けるための生活支援や、将来の進路選択の幅を広げるための高校進学に向けた学習支援等を実施する。

2 生活の支援

大綱では、「生活の支援」として、「保護者の生活支援」や、「子供の生活支援」等に取り組むこととしています。

本市においては、生活保護に至る前の段階から自立に向けた包括的な相談支援を行う「生活困窮者自立支援事業」や、児童養護施設等を退所した後に就職や進学等により社会で自立した生活を安定して送れるよう、施設等の入所時点から相談、情報提供、就職・進学への支援や居場所の運営等を実施する「施設等退所後児童に対するアフターケア事業」等を実施しています。

(「生活の支援」に対応する本市の主な事業・取組)

大綱に定める施策	本市の主な事業・取組	事業・取組の概要
保護者の生活支援	生活困窮者自立支援事業 (健康福祉局)	生活保護に至る前の段階から、就労をはじめとした自立に向けた包括的な相談支援、家計収支の改善や債務整理に向けた家計相談支援、離職等により住宅を喪失した者又は喪失するおそれのある者に対する家賃相当額の支給等を実施する。
子供の生活支援	施設等退所後児童に対するアフターケア事業 (こども青少年局)	児童養護施設等を退所した後に、就職や進学等により社会で自立した生活を安定して送れるように、施設等の入所時点から相談、情報提供、就職・進学への支援、居場所の運営等を実施する。
関係機関と連携した包括的な支援体制の整備	横浜市子ども・若者支援協議会 (こども青少年局)	関係機関による困難を抱える若者支援の効果的かつ円滑な実施を図るため、横浜市子ども・若者支援協議会を設置・運営する。
子供の就労支援	若者サポートステーション事業 (こども青少年局)	就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として職業的自立に向けた相談支援等を行う。
支援する人材の確保	困難を抱える若者のための地域サポートモデル事業 (こども青少年局)	地域において、若者を見守り、社会参加を支援できる環境づくりを進めるため、一般市民の方や団体・企業に、若者の抱える困難について理解を深めていただき、協力者・応援者を増やすための取組を実施する。
その他の生活の支援	民間住宅あんしん入居事業 (建築局)	家賃等の支払能力があるものの連帯保証人がいないことを理由に民間賃貸住宅への入居を断られてしまうひとり親家庭などの方に、保証会社による「入居支援」と既存福祉施策等による「居住支援」を行う。

3 保護者に対する就労の支援

大綱では、「保護者に対する就労の支援」として、「親の就労支援」や「親の学び直しの支援」等に取り組むこととしています。

本市においては、生活保護受給者・生活困窮者・ひとり親家庭の方を対象に、区役所の福祉部門とハローワークが連携し、一体的な就労支援を行う「ジョブスポット」や、ひとり親家庭等を対象に、職業能力開発の講座受講者に、受講料の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」等を実施しています。

(「保護者に対する就労の支援」に対応する本市の主な事業・取組)

大綱に定める施策	本市の主な事業・取組	事業・取組の概要
親の就労支援 就労機会の確保	ハローワークと一体となった就労支援「ジョブスポット」 (健康福祉局)	生活保護受給者、ひとり親等を対象としたハローワークの窓口(ジョブスポット)を区役所内に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施する。
	母子家庭等就業・自立支援センター事業 (こども青少年局)	就労支援、職業紹介、養育費の取決め等の弁護士相談等、母子家庭等の総合的な自立支援を行う。
	高等職業訓練促進給付金等事業 (こども青少年局)	看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得のために、2年を上限に修業する期間の、生活費等を支給する。
親の学び直しの支援	自立支援教育訓練給付金事業 (こども青少年局)	職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の20%(10万円上限)を支給する。

4 経済的支援

大綱では、「経済的支援」として、「母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大」や、「生活保護世帯の子供の進学時の支援」に取り組むこととしています。

本市においては、生活保護制度や児童扶養手当など生活基盤を支える現金給付に加え、母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための修学資金や、就学支度金等各種の資金貸付を行う「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」や、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学入学料等の進学費用にかかる経費に充てられる額について、収入認定しない取扱等を行っています。

(「経済的支援」に対応する本市の主な事業・取組)

大綱に定める施策	本市の主な事業・取組	事業・取組の概要
児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し	児童扶養手当 (こども青少年局)	公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額の支給を行う。
ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討	ひとり親家庭自立支援計画 (こども青少年局)	ひとり親家庭の状況について実態調査等を行い、施策を総合的かつ計画的に展開するため、計画を策定し、推進する。
母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (こども青少年局)	母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種資金貸付を行う。
教育扶助の支給方法	生活保護(教育扶助) (健康福祉局)	教育扶助における学校給食費を、学校の長に対し直接支払うことで、目的とする費用に直接当てられるよう適切に実施する。
生活保護世帯の子供の進学時の支援	生活保護(生業扶助) (健康福祉局)	生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際に、入学料、入学考査料等を支給する。 また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学入学料等の進学費用にかかる経費に充てられる額について、収入認定しない取扱とする。
養育費の確保に関する支援	母子家庭等就業・自立支援センター事業 (こども青少年局)	就労支援、職業紹介、養育費の取決め等の弁護士相談等、母子家庭等の総合的な自立支援を行う。

支援者ヒアリング実施結果概要

1 ヒアリング実施概要

本市では、経済的困窮（貧困）状態にある子どもや家庭の生活像等を把握することを目的として、日ごろから、困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている、学校の教員や区役所職員、NPO法人等に対し、6月中旬から支援者ヒアリングを実施しています。

2 ヒアリング対象施設等

(7月15日時点)

(1) これまでにヒアリングを実施した施設

	ヒアリング対象	ヒアリング対象
1	区役所	西区こども家庭支援課
2	区役所	鶴見区生活支援課
3	児童相談所	中央児童相談所
4	乳児院	久良岐乳児院、デュナミス、白百合ベビーホーム
5	児童養護施設	旭児童ホーム
6	母子生活支援施設	横浜市母子生活支援施設 みどりハイム
7	保育所	横浜市東滝頭保育園
8	学校関係者	スクールカウンセラー(菅田中学校ブロック担当) スクールソーシャルワーカー(東部学校教育事務所所属)
9	高校	横浜市立戸塚高校定時制
10	寄り添い型学習等支援事業 受託法人	瀬谷区支えあい家族支援事業 受託法人 特定非営利活動法人 ワーカーズ わくわく
11	ひとり親支援	横浜市母子家庭等就業・自立支援センター 受託法人 一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会

(2) 今後、ヒアリングを実施する予定の施設

	ヒアリング対象	ヒアリング対象
1	学校関係者	東部学校教育事務所
2	児童家庭支援センター	むつみの木
3	困難を抱える子ども・若者の 自立支援	K2インターナショナルグループ

3 主なヒアリング項目

- 事業等に関わっている子ども・保護者の様子、家庭の状況等
- 具体的な支援内容の例
- 支援にあたっての課題
- 関係機関との連携体制 等

4 ヒアリングから見てきたキーワード（速報版）

保護者の特徴・課題、子どもの特徴・課題及び、制度・連携の仕方等に関する課題等については、次頁のとおり

※ヒアリング結果のまとめについては、次回策定連絡会において報告します。

<保護者の特徴・課題等>

【属性】

- ひとり親の方が多い
- 知的障害等が疑われる方が多い
- 外国につながる方が多い
- 低年齢で妊娠・出産する人もいる（ただし、必ずしも「増えている」というわけではない）

【配偶者との関係】

- 配偶者にDV、アルコール依存、ギャンブル、薬物使用等の問題がある
- パートナーがよく変わる

【生活習慣や日常生活の様子】

- 精神疾患がある（メンタルが弱くなってしまっている、精神的に波がある）
- 「孤独」である（親には頼れない、友人がいない）
- コミュニケーションがうまく取れない
- 朝起きられない（夜仕事をしているから、夜ずっと起きているから）
- 部屋が汚い（子どもが学習できる環境ではない）

【仕事】

- 就労していない、就労できない
- 夜に仕事をする（水商売等）、ダブルワーク

【子どもとの関わり方】

- （朝起きられないなどの理由で）保育園の送り迎えができない
- 虐待をしてしまう（自分自身も虐待を受けていた、「妊娠中からの虐待」も）
- 子どもに向き合う余裕がない（時間的、精神的）
- 子どもの進学や勉強についての期待が薄い

【支援制度・支援者との関係】

- 支援する側と連絡がうまく取れない（支援する側が必死になっても何で問題なのか等が伝わらない）
- 生活保護世帯では依存傾向がある、「打算」が働く
- 支援等が届かない人、「つながらない人」がいる

【その他】

- 会費等が払えない、滞納する
- 「消費者意識」が高く、「義務感」が欠如している

<子どもの特徴・課題>

【属性等】

- 障害の可能性（があるが手帳等は得ていない場合も多い）
- 言葉がわからない（外国につながる子ども、漢字が読めない・書けない）
- 兄弟姉妹の全員が父親が違う場合などもある

【生活習慣や日常生活の様子】

- 朝ごはんを食べない、3食規則的に食べるという概念がない
- 食べ物を作って食べるという習慣がない（コンビニ弁当、スナック菓子、カップラーメン）
- ひとりでご飯を食べる
- 基本的な生活習慣が身につけていない（お風呂、トイレ、歯磨き等）
- （親が起きないので）朝起きられない
- 服装にメリハリがない（外出時と部屋着が共通）

【健康状態等】

- 検診等を受けていない（目が悪いことに気がつかない）
- 虫歯が多い
- 現状から「逃げる」ために体調が悪化する

【学校との関わり方】

- 不登校、出席不足
- 中退
- 勉強についていけない

【性格面・意識面等】

- 表情が暗い
- 人間不信、大人の顔色をうかがう
- 独特の自己保身（「べたべた」する、嘘をつく、拗ねる、モノにあたる、家の中と外での2面性）
- 自己肯定感が低い（失敗したときに再度挑戦できない、心に余裕がない）
- 夢が持てない
- 狭い世界観、働くことに対する意識が低い（ロールモデルとなるような大人がいない）

【その他】

- 性のことにオープン

<制度・連携の仕方等に関する課題等>

【学習・進学に関する支援制度】

- 学習支援制度は一定の効果があると考えられるが、定員数の関係や場所が遠くで利用できない人も
いる
- 奨学金は結局は借金ということで、無利子であっても利用を避けることもある
- 大学入学前に一括で支払わなければならない費用が払えない

【学校での体制】

- 学校現場の教員に余裕がない、マンパワー不足（加配当の配慮の必要性）
- 福祉側の視点・考え方と教育側の視点・考え方の違いが大きい
- 中学校給食（お弁当）の制度にも課題がある

【継続的な支援】

- 継続的に支援に関われる人・機関等がない
- 地域を移動してしまうと情報が途切れてしまう（携帯電話番号変更で連絡が取れなくなることも）
- 施設等を出た後のアフターケアができていない
- 中学校卒業後、高校卒業後に支援につながらなくなってしまうこともある

【連携による支援】

- 学校との連携は学校によって温度差がある
- 地域との連携では民生委員との連携不足と感じることもある
- プライバシー保護の観点から情報の把握・受け渡しが難しくなっていることもある

【その他】

- 保健師訪問の際に、「虐待をしている」とされてしまうのではないかと相談しにくいこともあるの
ではないかと考えられる
- 児童相談所が「分離」と「統合」の両方の機能を担っており、児童相談所に対して悪い印象を持つ
人もいる
- 親の同意がないとできないことも多く、支援・介入が難しいケースもある
- 生活保護のアルバイトの収入認定等に関する認識が不十分
- 生活保護を避けるために必要な状況でも無理する人もいる

実態把握のための調査の実施について

平成 27 年 10 月ごろまでに、本市における子どもの貧困の実態を包括的に把握するため、市民アンケートや対象者アンケート等の実態把握のための調査を実施します。

実施結果（速報）については、第 2 回の策定連絡会（平成 27 年 9 月下旬～10 月上旬開催予定）において報告します。

I 市民アンケート

1 概要

本市では、現在も就学援助制度や生活・学習支援の取組など生活困窮状態にある子ども・世帯への支援を行っており、それぞれの事業において状況を把握していますが、横浜市の子どもの貧困対策に関する計画の策定に向け、本市における子どもの貧困の実態を包括的に把握するために、子どもや子どものいる家庭の生活実態に関する基礎的なデータを収集することを目的とし、市民アンケートを実施します。

2 調査方法

(1) 調査対象者の抽出条件

- ・住民基本台帳からの無作為抽出
- ・0 歳～24 歳未満の子ども・若者がいる世帯について、年齢区分（6 年）ごとに抽出（合計 6,000 人）
 - ※0 歳～5 歳 1,500 人、6 歳～11 歳 1,500 人、12 歳～17 歳 1,500 人、18 歳～23 歳 1,500 人を抽出
 - ※1 世帯で複数抽出がないよう抽出

(2) 回答方式

無記名、選択式（一部記入式）

(3) 送付・回収

郵送による送付・回収

3 調査内容

厚生労働省が行う国民生活基礎調査（世帯調査・所得調査）の調査項目のうち、子どもの貧困率等の数値的な把握のために必要な調査項目に準拠することを基本とし、国の調査結果と一定の比較が可能な項目内容とする。

- (1) 個人の所得や課税等に関する状況等
- (2) 就労状況等
- (3) 教育に関する状況等
- (4) 子ども・家庭、子育て環境の状況

4 実施スケジュール

8 月中旬	調査票送付・調査実施（2 週間程度）
8 月下旬	調査票回収
9 月中旬	調査結果（速報）まとめ
10 月中旬	調査結果報告

Ⅱ 対象者アンケートの概要

1 概要

本市では、経済的困窮（貧困）状態にある子どもや家庭の生活像等を把握することを目的として、日ごろから、困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている、学校の教員や区役所職員、NPO法人等に対し、6月中旬から支援者ヒアリングを実施しています。

支援者ヒアリングにより把握した子どもや家庭の様子について、改めて、暮らしや子どもの様子、支援ニーズについてのご意見を直接伺うために、児童扶養手当を受給している世帯等の経済的な支援制度や事業を利用している方へアンケートを行います。

2 対象者及び実施方法等

児童扶養手当を受給している世帯など、経済的な支援制度や事業を利用している家庭を対象とし、利用施設・事業を通じた配付・郵送回収により実施します。

3 調査内容

- ・20～25問程度の選択式
- ・就労の状況（仕事の有無、就労時間、年間所得額等）
- ・生活の状況（経済的理由による生活必需品の購入困難の経験、子どもの進路選択の制約等）
- ・子ども・子育てに関する悩み、充実を望む支援策 等

4 実施スケジュール

8～9月	調査票配付・調査実施（2週間程度）
9月中旬	調査結果（速報）まとめ
10月中旬	調査結果報告

Ⅲ 調査票構成・項目等案の考え方等について

1. 調査票種類について

- 「市民アンケート」と「対象者アンケート」の大きく2つの調査を実施予定
- 「対象者アンケート」については、「保護者向け調査」と「中学生・高校生向け調査」を作成

2. 各調査の目的

①「市民アンケート」について

- (A) 相対的貧困に含まれる世帯・子どもの割合を把握する（貧困率、子どもの貧困率の把握）
- (B) 貧困の度合い別の、困難や剥奪の状況等を把握する
- (C) 必要な支援策等に関する考え方を把握する

②「対象者アンケート」について

- (B') 保護者・子どもが抱えている困難や剥奪の状況等を把握・確認する
- (C') 必要な支援策等に関する考え等を把握・確認する

3. 各調査票の基本的考え方・調査項目との対応

①「市民アンケート」について

- A. 「国民生活基礎調査」に準拠しつつも、回答者にとってできるだけ回答しやすい形で世帯の可処分所得の水準を把握する
- 「世帯における各種の所得額」（問 45）、「課税額等」（問 47）、ならびに、「世帯員人数」（問 3）、「世帯構成」（問 4、問 5、問 8）、「世帯主の生年月（年齢）」（問 6、問 7）に基づき把握・算出
 - ただし、金額について正確な回答が得られるかが不明な部分もあるため、問 46（世帯員人員別の可処分所得水準）でも把握できるように設計
 - さらに、所得額・課税額の詳細の記載は求めないで、所得に何が含まれるか、ならびに所得合計のみを回答いただく調査票も検討（「簡略版」問 45～問 48）

B-1. 「低所得」以外の社会的排除や剥奪の状況を把握する

- 基本ニーズ：「食料」（問 40）、「衣類」（問 41）、「医療」（問 19）
- 物質的剥奪：「子どもが必要とする文具・教材」（問 17）
- 制度からの排除：「医療保険制度」（問 19）、
「ライフライン（電気料金等の未払い）」（問 39（イ））
- 適切な住環境：「持ち家等の状況」（問 37）、
「家賃・住宅ローンの滞納」（問 39（ア））
- 社会参加（社会活動）：「旅行・外食」（問 16）、「学習塾・習い事」（問 21）
- 社会関係の欠如：「相談相手の有無」（問 30）
- 主観的貧困：「主観的経済状況」（問 42）

B-2. 「仕事」に関する状況を把握する（回答者とその配偶者について把握する）

- 「就業の有無」（問 24、問 31）
- 「就業形態（不安定就労）」（問 24-1-1、問 31-1-1、問 9⑨）
- 「所得・平均就業時間（ワーキングプア）」（問 24-1-2、問 31-1-1）
- 「就業意向」（問 24-2-1、問 31-2-1）
- 「働けない理由」（問 24-2-2、問 24-2-3、問 31-2-2、問 32-2-3）
- 「ダブルワーク」（問 43）
- 「深夜・早朝での就労」（問 44）

B-3. 「健康状態」「精神状態」「障害」等に関する情報を把握する

- 「健康状態」（問 25、問 32、問 9④）
- 「通院の有無・精神状況等」（問 26、問 33）
- 「障害の有無」（問 27、問 34、問 9⑤）

B-4. 子どもの置かれている状況の把握とともに、学習や教育環境等の状況を把握する

- 「子どもの成績」（問 9⑥）
- 「子どもの不登校の有無」（問 9⑦）
- 「子どもの最終学歴・中退の有無」（問 9⑧）
- 「基本的生活習慣」（起床（問 10）、朝食（問 11）、入浴（問 12））
- 「孤食」（問 13）
- 「家族との関わり（買い物・勉強）」（問 15）
- 「経済的理由による進学断念・中退」（問 18）
- 「勉強・進学等への期待」（問 20）

B-5. そのほか、子どもの貧困・再生産に関わる情報を把握する

- 「親との関係性」（問 28、問 35）
- 「最終学歴」（問 29、問 36）
- 「借入金の有無」（問 39）
- 「債務不履行等の有無」（問 39(ウ)(エ)）

C. 現在困っていることや必要な支援に関する情報を把握する

- 「子どものことについて現在悩んでいること」（問 14）
- 「学習支援制度の利用意向」（問 22）
- 「子どもに必要な支援」（問 23）

※その他基本情報

- 「回答者の属性」（問 1）
- 「居住地区」（問 2）
- 「子どもの年齢」（問 9①）、「子どもの性別」（問 9②）、「子どもの教育段階」（問 9③）

②「対象者アンケート」について(保護者向け調査)

A.相対的な位置づけを確認するために所得水準を把握する(「等価所得」による水準の把握も行う)

- 「世帯における各種の所得額の合計」(問 22)
- 「世帯員人数」(問 2)、「世帯構成」(問 3、問 4)

B-1.「低所得」以外の社会的排除や剥奪の状況を確認する

- 基本ニーズ:「医療」(問 15)
- 物質的剥奪:「子どもが必要とする文具・教材」(問 13)
- 制度からの排除:「医療保険制度」(問 15)、
- 適切な住環境:「持ち家等の状況」(問 19)
- 社会参加(社会活動):「学習塾・習い事」(問 16)
- 社会関係の欠如:「相談相手の有無」(問 11)
- 主観的貧困:「主観的経済状況」(問 21)

B-2.「仕事」に関する状況を確認する

- 「就業の有無」(問 5)
- 「就業形態(不安定就労)」(問 5-1-1)
- 「所得・平均就業時間(ワーキングプア)」(問 5-1-2)
- 「就業意向」(問 5-2-1)
- 「働けない理由」(問 5-2-2、問 5-2-3)

B-3.「健康状態」「精神状態」「障害」等に関する情報を確認する

- 「健康状態」(問 6)
- 「通院の有無・精神状況等」(問 7)
- 「障害の有無」(問 8)

B-4.子どもの置かれている状況の把握とともに、学習や教育環境等の状況を確認する

- 「経済的理由による進学断念・中退」(問 14)

B-5.そのほか、子どもの貧困・再生産に関わる情報を確認する

- 「親との関係性」(問 9)
- 「最終学歴」(問 10)

C.現在困っていることや必要な支援に関する情報を把握・確認する

- 「子どものことについて現在悩んでいること」(問 12)
- 「学習支援制度の利用意向」(問 17)
- 「子どもに必要な支援」(問 18)
- 「必要としている支援内容」(問 23)
- 「必要な支援が受けられるようにするために重要なこと」(問 24)
- 「自由記述による回答」(問 25)

※その他基本情報

- 「回答者の属性」(問 1)
- 「居住地区」(問 19)

②「対象者アンケート」について(生徒向け調査)

B-1. 「低所得」以外の社会的排除や剥奪の状況を把握・確認する

- 物質的剥奪：「必要なもの」(問 8)
- 社会関係の欠如：「信頼できる人等(ロールモデル)の有無」(問 14)
「相談相手の有無」(問 22)

B-3. 「健康状態」「精神状態」「障害」等に関する情報を確認する

- 「健康状態」(問 9)

B-4. 子どもの置かれている状況の把握とともに、学習や教育環境等の状況を把握・確認する

- 「基本的生活習慣」(起床(問 4)、朝食(問 5)、入浴(問 6))
- 「孤食」(問 7)
- 「どのようなときに楽しさを感じるか」(問 10)
- 「家族との関わり(買い物・勉強)」(問 12)
- 「学習時間」(問 15)
- 「学校生活についての満足度」(問 16)
- 「進学希望」(問 17、問 18、問 19)
- 「自己意識(自己肯定感、対人関係、将来展望)」(問 21)

C. 現在困っていることや必要な支援に関する情報を把握する

- 「家族のことで困っていることや嫌なこと」(問 13)
- 「学校について望んでいること」(問 20)
- 「自由記述による回答」(問 23)

※その他基本情報

- 「回答者の性別」(問 1)、「年齢」(問 2)、「学校段階」(問 3)
- 「世帯構成」(問 11)

IV 調査票案について

- ・市民アンケート調査票案：別添 4-1 のとおり
- ・対象者アンケート調査票案：別添 4-2 のとおり